

令和6年度千葉県フードバンク活動支援事業補助金交付要綱

令和6年9月13日制定（健指第1902号）

（趣旨）

第1条 知事は、食料支援を必要とする生活困窮者に円滑に物資が行き届くよう、フードバンク（主として、食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、生活困窮者、こども食堂、福祉施設等に未利用食品を無償で提供するための活動を行う団体をいう。団体の名称（フードバンク、こども宅食、フードパントリー等）は問わない。以下同じ。）のネットワーク構築を支援するため、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（事業の内容）

第2条 本事業の区分及び内容については、別記のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(事業実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 知事は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別記に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うものとする。

3 次の経費は、本事業の補助の対象としない。

一 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

二 千葉県以外の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費

三 当該補助金に係る消費税仕入控除税額

4 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別記に定めるところによる。

(申請手続)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、別記様式第1号による交付申請書に所定の書類を添えて、別に知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 前条第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、第5条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者(地方公共団体以外の補助事業者に限る。次項及び第3項において同じ。)は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積合わせ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11条に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11条に規定する軽微な変更を除く。
- 三 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、以下のいずれかとする。

- 一 補助事業の内容の追加、中止又は廃止以外の補助事業の内容の変更
- 二 補助金額の30%以内の減額

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第14条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10条第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実

績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条第1項の規定に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付の請求）

第18条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとする

るときは、別記様式第8号による請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 知事は、第10条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(収益納付)

第21条 補助事業者は、補助事業の実施によって、相当の収益が生じたときは、当該収益が生じた年度の翌年度の6月30日までに、別記様式第9号による収益状況

報告書により知事に報告しなければならない。

ただし、知事が特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 前項の規定による報告により、相当の収益が生じたとき知事が認めたときは、当該収益の一部又は全部を県に納付させることがある。

3 前項の規定により収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要した費用として確定した補助金の額を限度とし、知事は、特に必要と認める場合にあっては、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

(補助金の経理)

第 22 条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 前2項及び第23条の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 23 条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 条 補助事業者は、第5条第1項の規定による交付の申請、第7条の規定による申請の取下げ、第10条第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12条第1項の規定による事業遅延の届出、第13条の規定による状況報告、第14条の規定による概算払請求、第15条第1項の規定による実績報告、第15条第3項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告、第18条第1項の規定による請求及び第21条第1項の規定による収益の報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、ちば電子申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方

法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(暴力団密接関係者)

第25条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(指導等)

第26条 知事は、補助事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第27条 補助事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

附 則

本要綱は、令和6年9月13日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

別記 1

中核的フードバンク活動支援事業

1 趣旨

千葉県内のフードバンク団体の物流の効率化や育成を図るため、県全域で一括して食品の寄附を受け入れて個々のフードバンクへ配分する団体を「中核的フードバンク」と位置づけ、同団体が行う広域的な食品の受入れ・提供やフードバンク団体間のネットワーク構築、運営基盤の強化等の取組に対し支援する。

2 補助事業者

補助事業者は、以下に掲げる（１）から（４）までの全ての要件を満たし、かつ、（５）又は（６）の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会から、公募により選定された団体とする。

（１）活動範囲

千葉県内の複数の圏域(※)において、生活困窮者、こども食堂、こども宅食、福祉施設等（以下「生活困窮者等」という。）に食品を提供していること。

（２）活動実績

事業実施の前年度においてフードバンク活動の実績があること。

（３）食品取扱

令和 5 年 4 月 1 日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。

（４）提供拡大計画

生活困窮者等への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。

（５）食品廃棄物等多量発生事業者からの受入れ計画

食品廃棄物等多量発生事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 9 条第 1 項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。以下同じ。）から未利用食品の寄附を直接受けて、生活困窮者等に食品を提供する計画を有すること。

（６）複数市町村の生活困窮者等への食品提供計画

複数の市町村の生活困窮者等に食品を提供する計画を有すること。

※本事業における圏域の区分は以下のとおりとする。

圏域名	該当市町村
千葉圏域	千葉市
船橋圏域	船橋市
柏圏域	柏市
習志野圏域	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川圏域	市川市、浦安市
松戸圏域	松戸市、流山市、我孫子市
野田圏域	野田市
印旛圏域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡（栄町、酒々井町）
香取圏域	香取市、香取郡（神崎町、多古町、東庄町）
海匠圏域	銚子市、旭市、匝瑳市
山武圏域	東金市、山武市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町）
長生圏域	茂原市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）
夷隅圏域	勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）
安房圏域	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町）
君津圏域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原圏域	市原市

3 事業内容及び補助率

補助事業者は、未利用食品の受入れ・提供を拡大するための事業を行うものとし、大規模かつ先進的取組として、以下の事業を行う。

なお、下記（１）から（３）までは全ての事業を行うものとし、また、これに付随して、（４）から（６）までのいずれか又は複数の事業を行うことができる。

事業内容	補助率
（１）未利用食品の寄附の受入れ	8/10
（２）複数の市区町村の生活困窮者等への食品の提供	
（３）（１）又は（２）に向けた関係者との情報交換会の開催等	
（４）千葉県内の他のフードバンクの立上げ又は運営に係る助言等	

事業内容	補助率
(5) 別記2「地域拠点フードバンク活動支援事業」による補助を受ける団体（以下「地域拠点フードバンク」という。）が行う、生活困窮者等を支援機関へつなぐ取組の実施に係る助言又は物資の提供・貸出等	1/2
(6) 食品等寄附団体の開拓	

4 補助対象経費

(ア) 活動経費

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、食品の受入れ・提供の拡大に伴い発生する事故に対する保険（食中毒事故に対する補償を含むものに限る。）に係る保険料、役務費、委託費

(イ) 食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器の賃借料

①運搬用車両の賃借料（燃料代を除く。）

②一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料

③入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料

(ウ) 食品の輸配送費

①他者に依頼して輸配送する場合の経費

②補助事業者自ら輸配送する場合の経費（燃料代：輸配送の距離1キロメートル当たり16円以内）

※ 人件費を計上する場合には、別紙「千葉県フードバンク活動支援事業補助金に係る人件費の算定について」に基づき、算定すること。

5 補助上限額

14,000千円

なお、同一の経費に対し、国や民間団体等の他の助成事業や支援が充てられている場合、その額を除いた額を、本事業による補助額とする。

別記 2

地域拠点フードバンク活動支援事業

1 趣旨

中核的フードバンクに集約された食品在庫を各地域へ配分し、生活困窮者等に係る支援機関や支援団体が身近な地域で食品を受け取れる仕組みを構築することにより、県全域におけるフードバンク活動の円滑化を図るため、各圏域の拠点となるフードバンクを「地域拠点フードバンク」と位置づけ、その設置・運営を支援する。

2 補助事業者

補助事業者は、以下に掲げる（１）及び（２）の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会から、公募により選定された団体とする。

（１）活動範囲

補助事業者の活動拠点が所在する圏域（※）内の複数市町村において、生活困窮者、こども食堂、こども宅食、福祉施設等（以下「生活困窮者等」という。）に食品を提供していること。

なお、単一の市により構成される圏域（千葉圏域、船橋圏域、柏圏域、野田圏域、市原圏域）については、上記「圏域内の複数市町村」との記載は、「圏域内」に読み替えるものとする。

（２）活動実績

事業実施の前年度においてフードバンク活動の実績があること。

※本事業における圏域の区分は以下のとおりとする。

圏域名	該当市町村
千葉圏域	千葉市
船橋圏域	船橋市
柏圏域	柏市
習志野圏域	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川圏域	市川市、浦安市
松戸圏域	松戸市、流山市、我孫子市
野田圏域	野田市
印旛圏域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡（栄町、酒々井町）

圏域名	該当市町村
香取圏域	香取市、香取郡（神崎町、多古町、東庄町）
海匠圏域	銚子市、旭市、匝瑳市
山武圏域	東金市、山武市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町）
長生圏域	茂原市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）
夷隅圏域	勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）
安房圏域	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町）
君津圏域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原圏域	市原市

3 事業内容及び補助率

補助事業者は、次の（１）の事業を行うものとする。

また、これに付随して、（２）の事業を行うことができる。

事業内容	補助率
（１） 別記１による「中核的フードバンク活動支援事業」による補助を受ける団体（以下「中核的フードバンク」という。）から未利用食品を受けて行う、圏域内の生活困窮者等への食品の提供	8/10
（２） 圏域内の生活困窮者等を支援機関へつなぐための以下の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の支援機関等が生活困窮者等に提供するために備え置く食品の配付 ・圏域内の支援機関等と共同で実施する食品配付会又は炊き出し 	1/2

4 補助対象経費

（ア） 活動経費

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、食品の受入れ・提供の拡大に伴い発生する事故に対する保険（食中毒事故に対する補償を含むものに限る。）に係る保険料、役務費、委託費

（イ） 食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器の賃借料

①運搬用車両の賃借料（燃料代を除く。）

②一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料

③入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の
賃借料

(ウ) 食品の輸配送費

①他者に依頼して中核的フードバンクから地域拠点フードバンクへ輸配送する
場合の経費

②補助事業者自ら中核的フードバンクから地域拠点フードバンクへ輸配送する
場合の経費（燃料代：輸配送の距離1キロメートル当たり16円以内）

※ 人件費を計上する場合には、別紙「千葉県フードバンク活動支援事業補助金
に係る人件費の算定について」に基づき、算定すること。

5 補助上限額

1団体当たり1,500千円

なお、同一の経費に対し、国や民間団体等の他の助成事業や支援が充てられている
場合、その額を除いた額を、本事業による補助額とする。